

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

一人ひとりの「違い」を尊重し、互いに受け入れ、その多様性を活かすことにより、社員一人ひとりと組織が持てる力を最大限に発揮できる環境づくりを目指し、以下のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～2030年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：男性従業員の育児休業平均取得日数（休日を除く）40日以上を達成する。

男性が育児休業を取得しやすい職場作りを行う。

<取組内容>

- 2026年4月～ カンガルーブックを用い、配偶者妊娠・出産時に育児休業等の説明を行う。説明は、職場上司も同席し、対象者の意向、制度を理解し、制度が取得しやすい職場づくりに努める。
- 2027年4月 2026年度の男性育児休業取得率を確認し、必要に応じ取組内容の見直しを行う

【目的】

- ① 女性が活躍できる職場づくり。
- ② 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくり。
- ③ 多様な背景を有する人材を活かす職場風土づくり。
- ④ 従業員が広く社会と接点を持つことで、生活者視点や社会の価値観の変化を身をもって体感し、新しい製品や仕組みを創る契機とする。

以上